

学校いじめ防止基本方針

野田市立関宿中学校

1. いじめ防止についての基本的な考え方

- ・すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめ防止等の対策を立て、実践していく。
- ・いじめが、いじめを受けた生徒の基本的な人権を著しく侵害する許されない行為であることを生徒一人ひとりが理解し、「通いたい」と思える学校づくりを目指す。

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

- ※ いじめには多様な形態があり、表面的・形式的に判断するのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立って判断することが大切である。
- ※ いじめに関わった生徒が、その行為を否定しても、本人や周辺の状況を客観的に確認することが必要であり、本人の表情や様子を細かく観察することが大切である。
- ※ 物理的な影響とは、身体的な影響の他、金品をたかられる、物を隠される、嫌がることを強要させられること等である。
- ※ いじめには、具体的に以下のような態様がある。
 - ・ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。（LGBTQ における生きづらさ、災害事故や、感染症に対する誹謗中傷等を含む）
 - ・ 仲間外れや集団から無視される。
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、けられたりする。
 - ・ パソコンや携帯電話等で、盗撮されたり誹謗中傷を受けたりする。

(2) 教職員の理解と責務

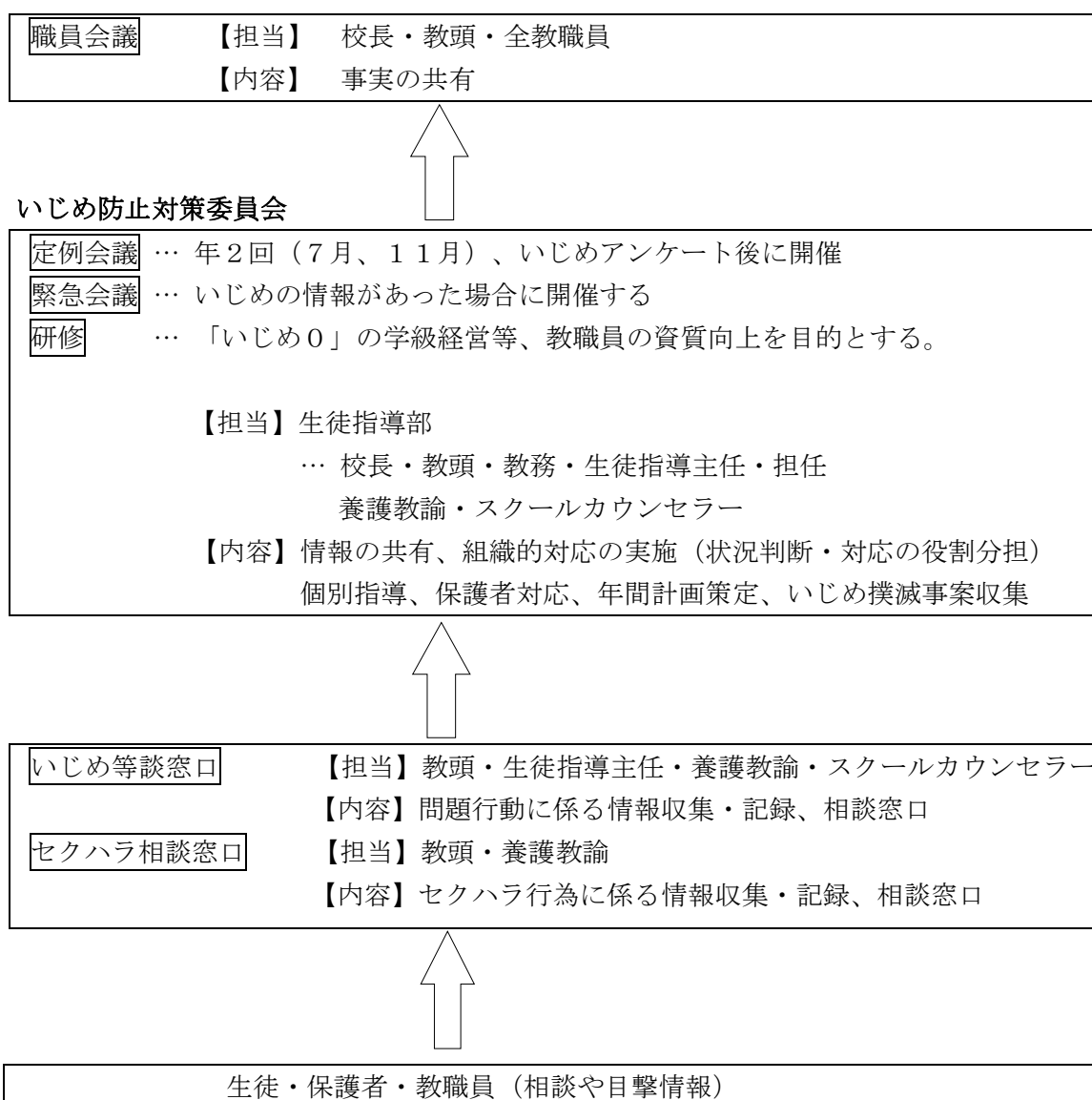
- ・ いじめは、学校教育における最重要課題の一つである。
- ・ いじめは、一人の教職員が抱え込むのではなく、管理職の指示のもと、学校として組織的に対応する。
- ・ 教職員は、「いじめは、絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは誰もが被害者にも加害者にもなり得る可能性がある」との認識を持ち、生徒の安全を守る使命を自覚しなければならない。
- ・ いじめ防止等についての構内研修会を実施し、教職員の資質向上を図り、安心安全な学校づくりに努める。

(3) 生徒の責務

- ・すべての生徒は、いじめを行ってはならない。
- ・他の生徒に対し行われているいじめを認識しながら、これを放置してはならない。
- ・いじめは、卑劣な行為であること、いじめが及ぼす心身への影響等、いじめに関する認識を深め、これを許さない心を持たなければならない

2. いじめ防止等に関する組織

いじめの防止対策委員会を設置し、組織として対応する。



3. いじめの未然防止

いじめは、誰もが被害者にも加害者にもなり得る可能性があることを踏まえ、いじめの撲滅のため、すべての生徒を対象とした、いじめ未然防止の観点が必要である。

- (1) 「いじめは決して許されない」ことを各学級活動において理解させる。
- (2) 学校教育活動全体を通じた道徳教育を重視し、豊かな情操や道徳心、自他の良いところを認めながら学校全体のウェルビーイングを目指す。
- (3) 急速に変化する社会情勢に対応できる「生きる力」を育むため、学校教育目標に掲げている「心身ともに健やかな生徒の育成」のため、地域一体となった協働体制を構築する。
- (4) 自己有用感と充実感を得られるような学校づくりを推進する。学校生活のあらゆる場面で生徒の主体的かつ積極的な活動を確保できるようにする。
- (5) スマートフォン等を利用した、インターネット上のいじめを防止するために、外部機関と連携して情報モラルを身につけさせる指導を行う。
- (6) 校長、教頭、生徒指導主任は、集会等の機会にいじめ問題について取り上げ、いじめは許されない行為であることを指導し、生徒会活動を通じたいじめ防止等の取り組みを支援する。

4. いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。すべての大人が連携して早期発見に努めることが大切である。

- (1) 教職員は、生徒の些細な変化をも見抜くため、生徒と共に行動することを心がけ、生徒との信頼関係を構築し何でも相談できる体制をつくる。
- (2) いじめは、目につきにくい場所、気づきにくい時間で行われることが多く、遊びやふざけあいを装って行われる等、周囲が気づかず判断の難しい形態で行われることを認識し、些細な兆候であっても、地域と一体となって対応する。
- (3) 早い段階から、的確に関わりを持ち、いじめを隠したり無視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- (4) 定期的なアンケート調査、教育相談の実施、相談窓口の周知により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。

5. いじめの相談・通報体制について

日常的な生徒の観察の他、教育相談等の実施、相談窓口の周知を徹底する。

- (1) 日常的な教育相談の実施及び全校一斉の教育相談期間を年間計画に位置づける。
- (2) 相談箱（保健室前）の設置。

- (3) 相談室・個別対応室の整備。
- (4) 学校外の相談窓口の周知。
 - ・ ひばり教育相談 04-7125-8088
 - ・ 24時間子供SOS相談ダイヤル 0120-007-110
 - ・ 県こどもと親のサポートセンター 0120-415-446
 - ・ 千葉いのちの電話 043-227-3900
 - ・ ヤングテレホン（千葉県警察少年センター） 0120-783-497
- (5) スクールカウンセラー、ひばり教育相談員、野田市教育員会、各種福祉協議会との連携を適切に進める。

6. いじめへの対処

いじめを認識した場合、直ちに組織的な対応で、被害を最小限に抑えることが大切である。

- (1) いじめであることが確認された場合、直ちに「いじめを受けた生徒」「いじめを知らせてくれた生徒」の安全を確保する。
その場でいじめと判断した場合は、その行為を止めさせる。複数の職員で対応する。
- (2) いじめの正確な把握を行う。加害者とされる生徒に対して事情を確認したうえで、適切に指導する。
- (3) いじめの被害者、加害者、必要に応じて周囲の者に対して、事実確認を行う等、組織的な対応を行う。
- (4) 十分な事実の突合せ、確認ののち、保護者を交えて指導等を行い、再発防止を組織的に行う。
- (5) 家庭、教育委員会への連絡や相談等、事案に応じて、関係機関との連携を行う。
- (6) いじめが重大事態と認められる場合は、警察、市教委、その他外部機関と連携をとり早急に対処する。
- (7) 指導後、いじめの被害者、加害者の心のケア、周辺生徒への指導等、スクールカウンセラーと共に早急に着手し、心の居場所づくりに努める。「自分の良さ」を見つめられるように丁寧に指導する。
- (8) 指導記録等を着実に保存し、生徒の進学、進級、転学に当たっては適切に引き継ぐ。
- (9) いじめの対応に関しては、保護者と速やかに連絡を取り、事実を伝え、必ず守ることや秘密を守ることをはっきり伝える。いじめ指導の進捗を密に連絡する。また、いじめが解決したと思われる場合も、継続して見守りを続ける。

7. いじめに関する指導について

(1) いじめを受けた生徒に対する指導

- ・ 安全を確保するとともに、徹底して守り抜くことを伝え、不安を解消する。
- ・ いじめを受けた生徒に、「自分が悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高められるように支援を行う。

(2) いじめを行った生徒に対する指導

- ・ いじめは、人格を傷つけ、身体、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要な場合は、教室に戻さず、別室での指導等、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境を確保する。
- ・ 加害生徒に対して、指導が十分に効果を上げることが困難である場合は、警察、市教委等と連携し対応する。
- ・ 加害生徒の抱える問題、いじめの背景（不満やストレス・交友関係・進路・家庭の悩み等）にも目を向け、心の居場所を確保する。

(3) いじめのあった学級への指導

- ・ 学級内で話し合うなど、いじめは絶対に許されないことであること、根絶しなければならないことを理解させる。
- ・ 周囲の者に、いじめを自分のこととしてとらえさせ、その根絶に向けてどのようなことが自分にできるかを考えさせる。
- ・ いじめを増長させたり、加担したりした生徒に対しては、いじめを行ったことと同様であることを指導し反省を促す。

8. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ・ いじめにより、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じたまたは生ずる疑いや恐れがあると認められた場合。
- ・ いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる場合。
- ・ 生徒、保護者から、重大事態に陥ったとの申し出があった場合。

(2) 対処

- ・ 教頭は、教育委員会指導課へ速やかに報告をする。
- ・ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・ 組織を中心として、事実確認を明確にするための調査を実施する。
- ・ 調査結果については、いじめを受けた生徒、保護者に対して事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・ 調査結果を、教育委員会指導課長に報告する。

9. 公表、点検、評価等について

- (1) 学校いじめ防止基本方針について学校評価を活用し、その検証を行う。
- (2) 基本方針は、学校のホームページで公表する。
- (3) 学校評価の結果を公開し、生徒、保護者、地域へ周知する。

10. その他

- (1) 教職員が生徒と真摯に向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるよう、多忙感の解消、学校運営の改善を行う。
- (2) 地域や家庭に積極的に学校を開き、地域の教育力を借りつつ、家庭の教育力の向上を図る。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」は、年度末に見直しを行い、PDCAサイクルにより改善し、より実効性のある方針にする。
- (4) いじめ発生の場合は、「知りえた情報」「指導の経過」等を記録に残し、その後発生したいじめ事案の対応に役立てる。

11. 年間計画

月	主 な 行 事	い じ め 対 策 関 係
4	・入学式 ・学級開き ・個別面談 ・各種健康診断	・学校生活、授業のルールの確立 ・健康安全、生命の大切さの認識 ・SOSの出し方授業
5	・市内大会 ・小中合同運動会 ・3年生修学旅行	・いじめ防止職員研修 ・いじめ防止学習（Stop it） ・自主的自立的活動の支援
6	・生徒総会 ・市内陸上大会 ・前期中間テスト	・教育相談アンケート ・担任・生徒二者面談
7	・葛北大会 ・夏休み	・QUテスト ・いじめ防止学習（Stop it） ・第1回いじめアンケート ・三者面談、個別面談 ・SOSの出し方授業
8	・夏休み ・駅伝合宿	・パトロール等 ・いじめ防止研修（スクールロイヤー）
9	・前期期末テスト ・生徒会役員改選	・長期休業明けの観察 ・自主的自立的活動の支援

1 0	・前期終業式、後期始業式 ・東葛駅伝 ・市内音楽会 ・後期中間テスト	・学校生活アンケート ・教育相談アンケート ・担任・生徒二者面談 ・自己の振り返り ・コミュニケーション能力の育成
1 1	・教育相談 ・小中合同文化祭 ・1年生校外学習	・集団づくり、仲間づくり ・第2回いじめアンケート ・三者面談または二者面談
1 2	・冬休み ・人権週間	・QUテスト ・パトロール等 ・人権標語づくり
1	・2年生スキー林間 ・後期期末テスト（3年） ・新入生保護者説明会	・長期休業明けの観察 ・集団づくり、仲間づくり ・教育相談アンケート ・担任・生徒二者面談
2	・後期期末テスト（1・2年） ・入試（千葉・埼玉・茨城）	・自主的自立的活動の支援
3	・3年生を送る会 ・卒業式、修了式	・1年の振り返り、仲間への感謝 ・新年度への抱負